



日・モロッコ租税条約



背景

- モロッコは、経済特区の設置を行うなど外国投資の誘致に積極的。近年はアフリカ市場へのゲートウェイとしての地位を構築。
- 近年進出日系企業数が増加する等、両国の経済関係が緊密化。
- モロッコに進出する日系企業から租税条約の早期締結について要望あり。

主な内容

- ◆ 二重課税の除去のため、投資先の国(源泉地国)が課税できる所得の範囲・限度税率等を確定

(1) 企業の事業活動による利得(事業利得)【第7条】

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

(2) 配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を制限【第10条～第12条】

	配当	利子	使用料
限度税率等	5%(親子会社間) 10%(その他)	免税(政府受取等) 10%(その他)	5%(設備) 10%(その他)

(3) 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続【第25条】

- ◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を整備

(1) 脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入【第26条】

(2) 相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入【第27条】

(3) 条約の特典の濫用を防止するための規定を導入【第29条】

早期締結の必要性

- 早期に租税条約を締結し、課税範囲や限度税率についての法的安定性や予見可能性を高めることで両国間の投資・経済交流を促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。



■ 人口:

3,603万人(2018年)

■ 一人当たりGDP:

3,238米ドル(2018年)

■ 在留邦人:

350人(2018年)

■ 進出日系企業:

64社(2018年)

■ 進出分野:

製造業、卸売業・小売業等

(参考)

- モロッコは、日本を除くG7諸国、中国等約55か国との間で租税条約が発効済み。

- 2019年8月にブリタ外相が、2019年10月にムーレイ・ラシッド王子が訪日(TICAD7及び即位の礼出席)。2018年12月に河野外務大臣がモロッコを訪問。

- 2020年1月に署名(於:ラバト)。